

令和6年度「商店街・個店 PR 事業」要領

札幌市商店街振興組合連合

【目的】

札幌市商連では、会員商店街の認知度向上や利用促進を図るために、各商店街の催事等活動内容を周知するのに併せ、個別店舗の紹介や地域情報を同時掲載する場合等に係る、事業費の一部を補助することを目的とする。

【申請期間】

R6年6月14日(金)～R7年3月7日(金)

※申請書提出は、事業実施前にすること

【募集件数】

12商店街 ※先着順

【補助限度額、補助率】

補助上限額:7万5千円 (補助対象経費×補助率 1/2)

ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

【広報活動の内容】

チラシ、ポスター、商店街案内板、情報誌(ミニコミ誌)、カレンダー等の作成配布、HP の開設や改修等が対象。

【補助対象経費】

補助対象経費については、領収書を伴う以下の経費を対象とする。

広告物作成費	印刷費、看板制作費、情報誌作成費
通信運搬費	新聞折込み費、ポスティング代、運搬費、電信料
謝礼金	講師及び専門家等に対する謝礼金
委託費	業務委託費
会議費	会場借上料、会議資料代
その他、「事業審査会」が適当と認める経費	

【注意事項】

単なるセールチラシ、風船は補助対象外とする。

前年と同様の事業内容を申請する場合は、連続3回(年)までとします。

札幌市の支援制度・補助を受けている事業については、対象外とします。

【申請の流れ】 ※昨年度とは異なりますのでご注意ください。

- ①事前に市商連へ連絡
- ②様式1. 2提出、見積書
- ③審査会
- ④認定通知
- ⑤申請商店街が業者へ全額支払い ※昨年度からの変更点
- ⑥事業終了後に様式 3, 4、請求書、領収書を市商連へ提出
- ⑦最終審査会
- ⑧交付決定通知
- ⑨申請商店街へ市商連が1/2補助分をお支払い